

<p>(陳受19第7号)</p> <p>市長のまちづくりに対する姿勢をただすとともに、地区計画早期制定に関する陳情</p>	
<p>受理年月日</p>	<p>平成19年6月4日</p>
<p>陳情者</p>	<p>吉祥寺東町1-23-3 吉祥寺東町文教地区地区計画協議会 代表 松本 悦雄</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	
<p>今年1月21日、住民に示された市の地区計画市素案は、住民が提案した地区計画案と大きくかけ離れた内容であり、都市計画審議会でも問題提起されたばかりでなく、各種報道でも大きく取り上げられています。</p> <p>現在、地区計画案は「市素案」という状態で、今後、市原案を作成し市議会説明、住民説明の後、公告縦覧を行い、広く市民から意見書を募ります。この意見書を勘案し、都市計画案を作成して、都市計画審議会へ説明します。その後、都の同意を得て再び公告縦覧を行い市民から意見書を募ります。そして、市議会に説明した後、都市計画審議会に付議し、都市計画決定されます。さらにこの案をもとに市議会において関係条例の変更が議決されることにより、やっと建築規制の法的根拠が備わった地区計画になります。</p> <p>本来、これだけの手続きが必要な地区計画案を、「素案」の段階で市長と事業者が地区計画の最大のポイントである「最高高さ、壁面後退など」について取り決めてしまった旨の新聞報道が出ました。言いかえれば、「都市計画審議会や市議会の審議は、今後の結果がどうであれ無視します」と言っていることと同様であり、民主主義の否定にもつながります。</p> <p>住民軽視、都市計画審議会軽視、市議会軽視といった市長の都市計画の進め方に私たちは強い憤りを感じています。</p> <p>市長は来年1月に地区計画の制定を目指すと新聞報道にありましたが、事業者からの説明によると「できれば今年10月末までに着手したい」旨の話があり、10月までに地区計画を制定しなければ、その後に地区計画をわれわれの代表である市議会が民主的に議決したとしても、何の効力も発揮できないおそれも生じます。そこで、以下のとおり陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 武蔵野市都市計画審議会や武蔵野市議会の審議を無視するような都市計画の進め方に対し、市長にその姿勢をただし、今後は市議会や都市計画審議会の意見も反映された「市民が主役であるまちづくり」を進めるよう、市民代表である市議会において決議すること。</p> <p>2 武蔵野市議会でも慎重に審議を行い、事業者が着工する前に地区計画を制定すること。</p>	